

品川区新総合庁舎 アクセシビリティ整備の手引き（素案）について

1) 目的

品川区では、現庁舎の老朽化・区を取り巻く環境の変化・行政ニーズの多様化に対応するため、新庁舎整備の検討を進め、令和5年度からは設計に着手しています。整備に際しては、「品川区新庁舎整備基本計画」における基本理念の1つである

「誰にでもやさしく便利で機能性にあふれた庁舎」

を実現するために、庁舎としての利用しやすさの基準を「手引き」として取りまとめ、**設計に反映させることで、アクセシビリティに十分配慮した新庁舎を整備**することを目的とします。

2) アクセシビリティについて

アクセシビリティ “Accessibility” とは、一般的には「近づきやすさ」「利用のしやすさ」「便利であること」などと訳されます。

障害者の権利に関する条約においては、原文の第9条「Accessibility」について**「施設およびサービスなどの利用の容易さ」**の訳があてられており、本手引きにおける定義はこれに基づきます。

品川区の新庁舎では、計画段階で多様な方にご意見をうかがい、手引きを策定し、それをもとに設計に活かすことで、アクセシビリティの高い施設を実現していきます。

3) 策定にあたっての考え方

・ **多様なご意見をうかがい、多くの気づきを反映させる**

手引きを策定する上では、新庁舎についての多様な使い方を想定する必要があります。既存の法令や各種整備基準を踏まえながらも、様々なご意見をうかがい、相互の調整を図っていくことでより多くの気づきを反映させた施設づくりを実現します。

・ **施設の具体的な使い方を想定し、理解することが、アクセシビリティを高める**

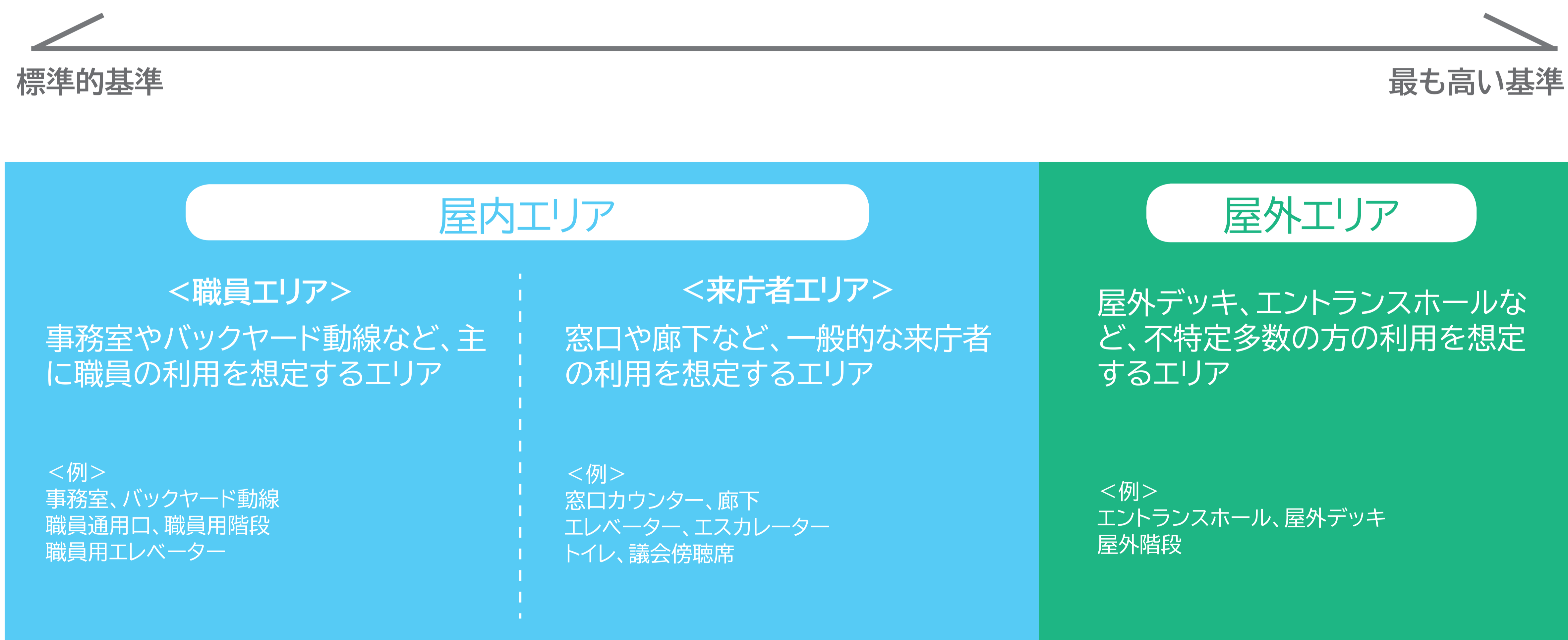
設計に際して個別多様なご意見を反映するにあたっては、施設が利用される場面を具体的に想定し理解することで、より実態に合った、利用しやすい庁舎を整備できるものと考えます。

エリア分けによる基準の設定

この手引きでは、既存の法令や各種整備基準を踏まえながら、より高い水準が必要と考えられる場合には適宜基準を定めます。そのため、新庁舎並びにその敷地内を「屋内エリア」と「屋外エリア」に分け、「屋外エリア」はより不特定多数の多様な方が訪れることを想定し、最も高い基準を設定します。

また、「屋内エリア」の中でも比較的高い水準が必要と考えられる箇所については、特に<来庁者エリア>と位置付け、屋内のその他の箇所よりも高い基準を設定します。

また、屋内エリアと屋外エリアに共通して適用する基準を「全エリア共通」として設定します。



掲載項目

■ パネルで紹介する項目です。その他については冊子をご覧ください。

01 通路

通路の幅、素材、
転回スペース、
手すりの設置など

02 傾斜路(スロープ)

幅、仕上げ、色と明度の差、
勾配、点状ブロック、
踊り場、手すりの設置など

03 階段

幅、蹴上/踏面/蹴込寸法、
明度/色相/彩度の差、
手すりの設置など

04 エスカレーター

点状ブロック、縁取り、
音声案内、手すり、
ステップの枚数など

05 エレベーター

配置経路、床面の色、表示、
制御装置、鏡、音声案内、手すり、
扉、幅、奥行、定員、可視性など

06 扉

ドアハンドルの高さ、
軽さ、幅、
扉の種類など

07 車椅子使用者

駐車場

車室長さ、幅、
通路幅、
区画の表示など

08 トイレ

08-1 一般トイレ | 08-2 個室トイレ | 08-3 バリアフリートイレ

扉の幅、通路幅、受け口高さ、
設置個数、車いす便房の内寸、
転回/移乗スペースなど

09 ベビーケアルーム

設置個数、おむつ交換台、
ベビーベッド、給湯設備など

10 カームダウン、 クールダウンルーム

遮光性、遮音性、
壁面素材、照明、防犯、
設置場所など

11 窓口カウンター

個室相談ブース、
カウンターの高さ、
膝下クリアランスなど

12 議会傍聴席

車いす利用席の幅、奥行、
同伴者用傍聴席の設置、
議場を見渡せる視線など

13 表示 (点字・サイン計画)

連続性、ピクトグラム表示、
触知図、配色、書体など

14 視覚障害者 誘導用ブロック

案内板、配色、輝度比、
敷設場所など

15 緊急時対応

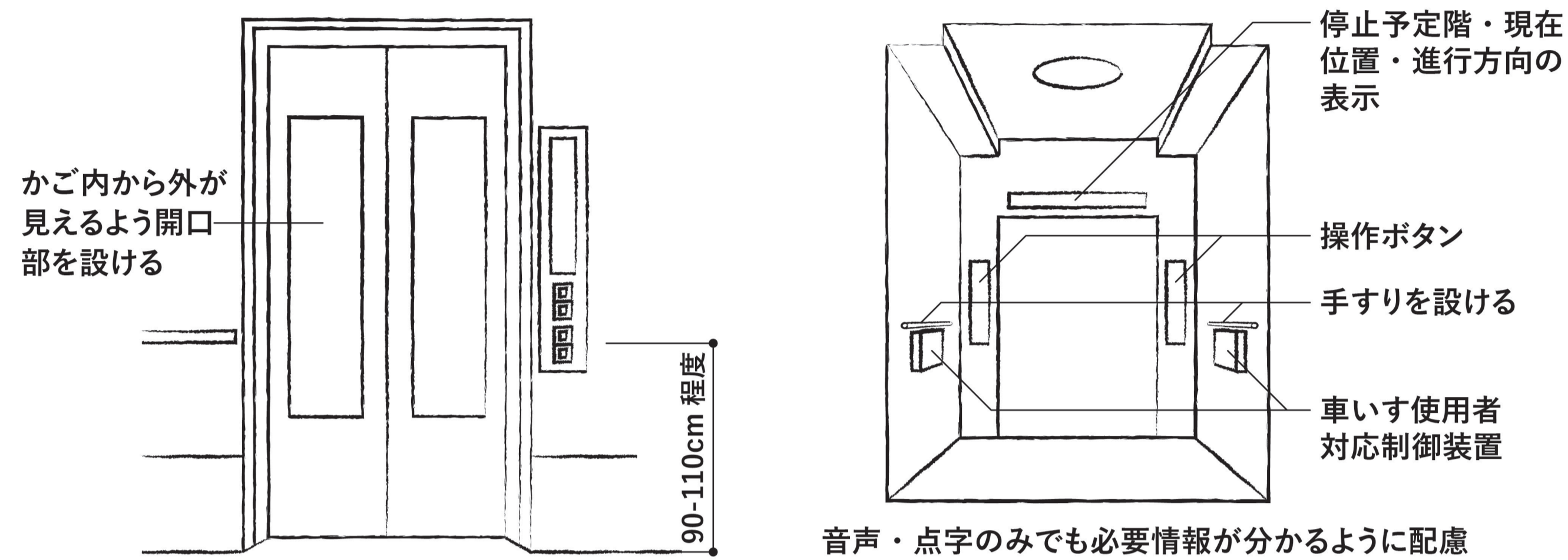
一時退避スペース、
警報システム、消化防災器具、
避難経路図など

16 その他の設備

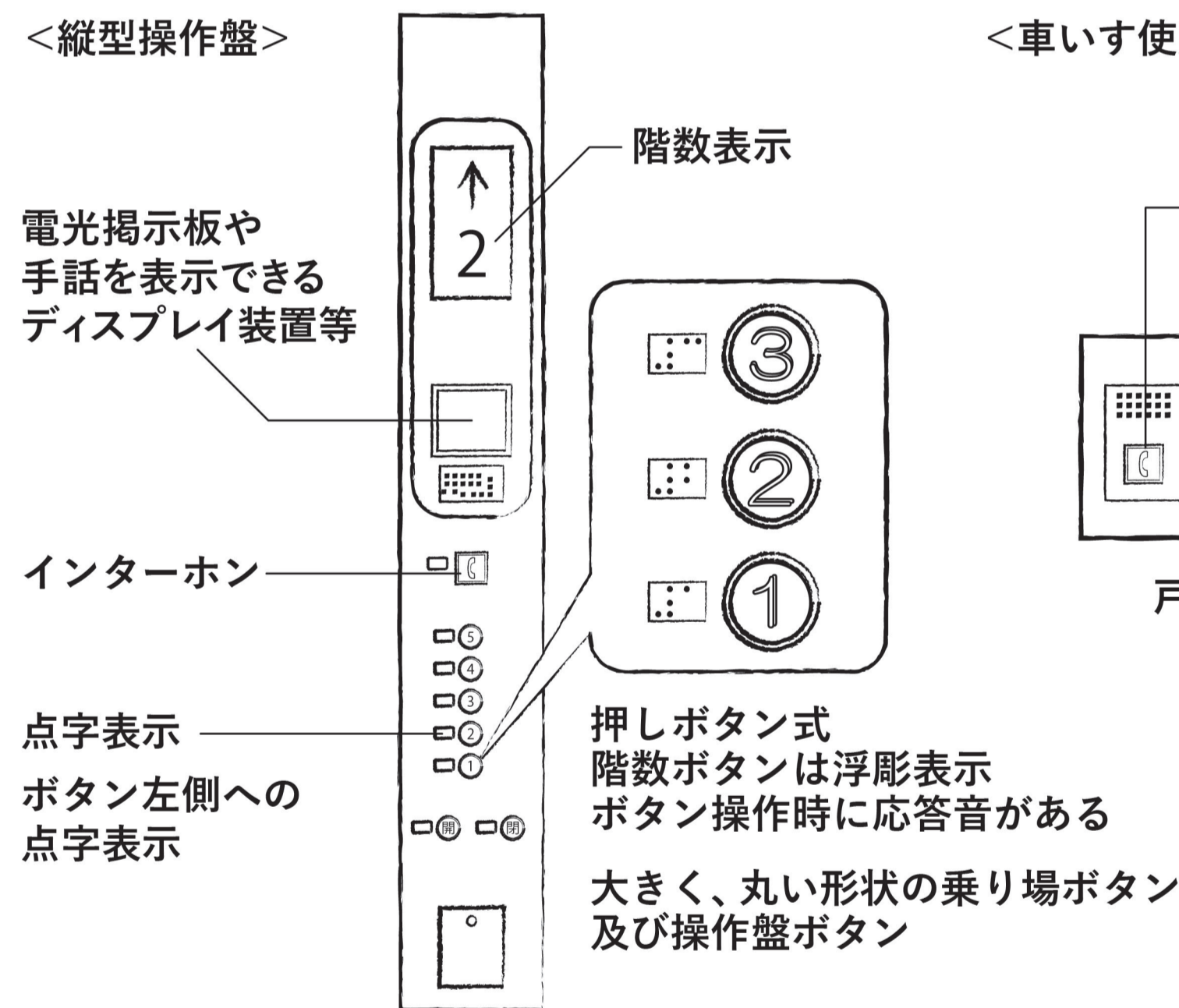
造作設備、音声案内など

05 エレベーター

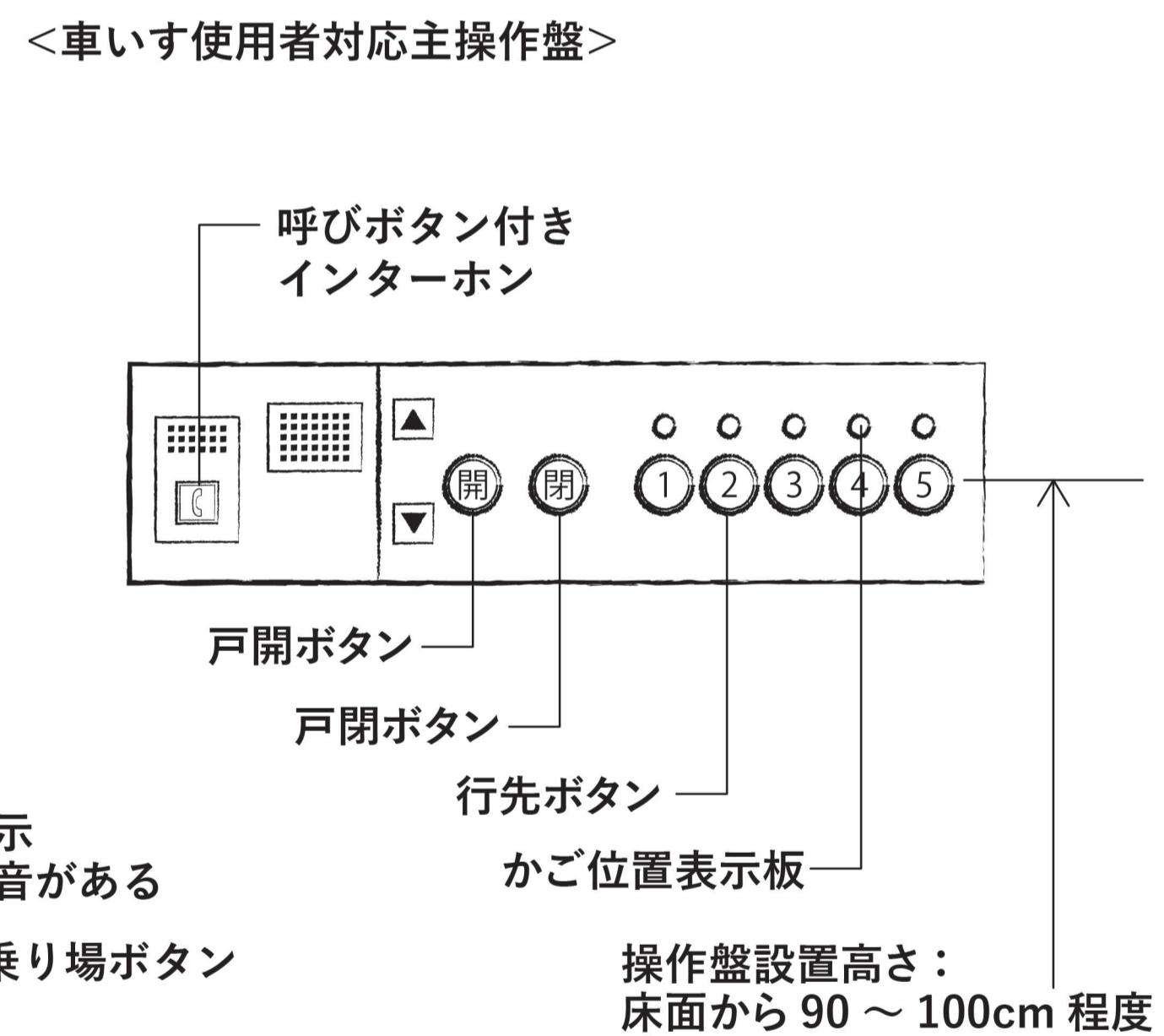
エレベーターの設置にあたっては、配置、かごの大きさ、出入口の幅員、乗降のしやすさなど、移動の負担を軽減することに配慮します。また、通常時・緊急時ともに、視覚障害のある方、聴覚障害のある方への情報提供に配慮します。



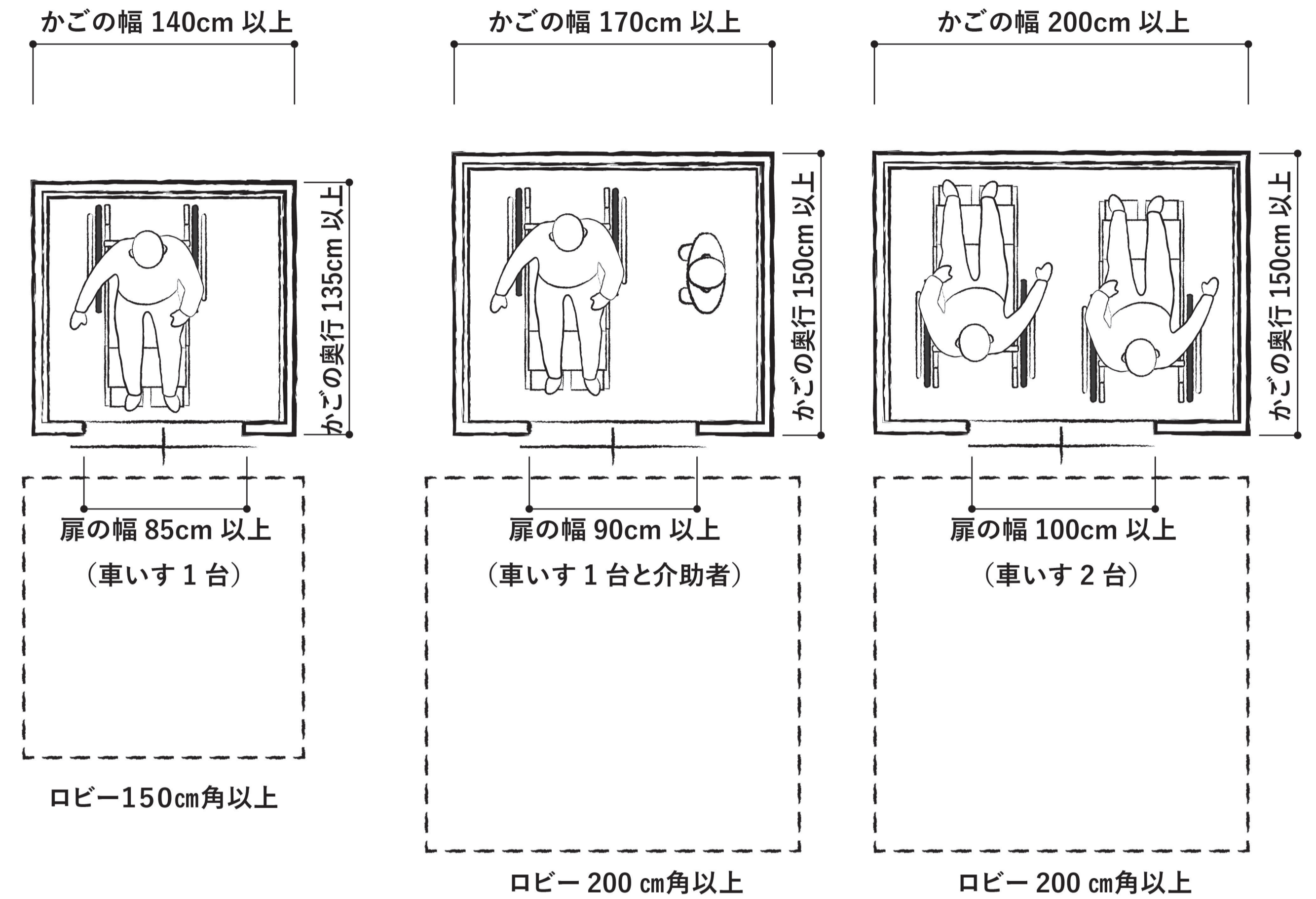
<縦型操作盤>



<車いすユーザー対応主操作盤>



エレベーターのかごサイズと乗降ロビーの大きさ



屋内エリア

<職員エリア>

扉の幅 85cm 以上

かごは 11 人乗り以上かつ幅 140cm×奥行 135cm 以上

乗降ロビーは幅・奥行 150cm 以上

<来庁者エリア>

扉の幅 90cm 以上

かごは 15 人乗り以上かつ幅 170cm×奥行 150cm 以上

乗降ロビーは幅・奥行 200cm 以上

外から中が見える仕様とする

ストレッチャー対応エレベーターを 1 基設置する。

屋外エリア

扉の幅 100cm 以上

かごは 20 人乗り以上かつ幅 200cm×奥行 150cm 以上

乗降ロビーは幅・奥行 200cm 以上

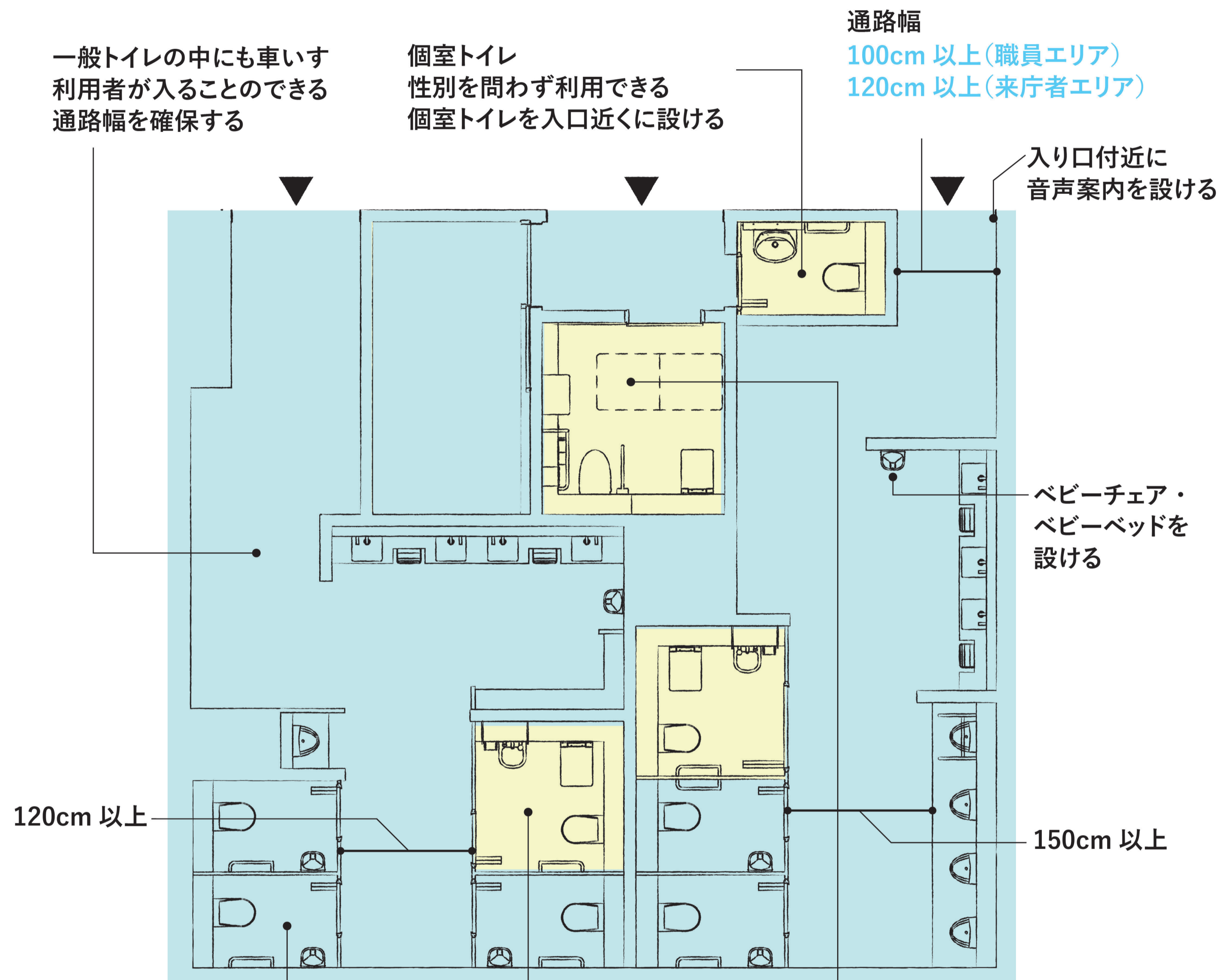
外から中が見える仕様とする。

全エリア共通

- ・主要経路に配置する。
- ・かご内の床面とその他の床面を、色の濃淡で区別できるようにする。
- ・停止予定階・現在位置・昇降方向を表示する。
- ・制御装置には点字表示を設置し、車いすユーザー対応制御装置を設ける。
- ・かご内に鏡を設置する。
- ・到着階・出入口戸の閉鎖・昇降方向を知らせる音声案内装置を設ける。
- ・手すりを設ける。

08 トイレ

バリアフリートイレに多くの機能を集中させるのではなく、一般トイレにも補完機能を持たせます。性別を問わず利用できる個室トイレを分散配置します。



すべてのブースに手すりを設ける
可能な限りベビーチェアを装備する

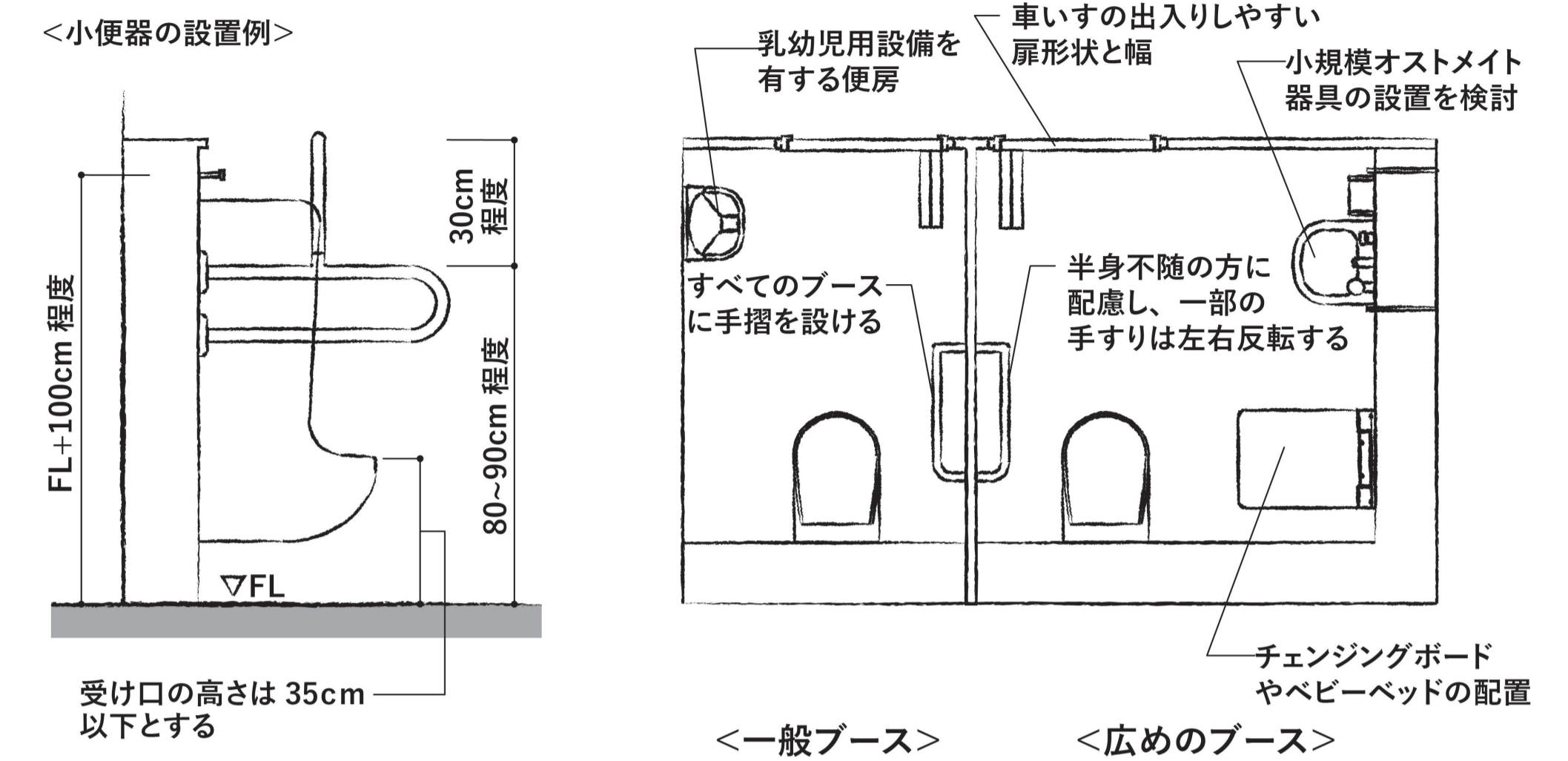
広めのブースを一般トイレに
配置し車いす利用者も使用可
能な設備を備える
小型のオストメイト器具を一
般トイレに配置

バリアフリートイレ
集中を避けるため、オストメイト
器具を一般トイレに分散配置

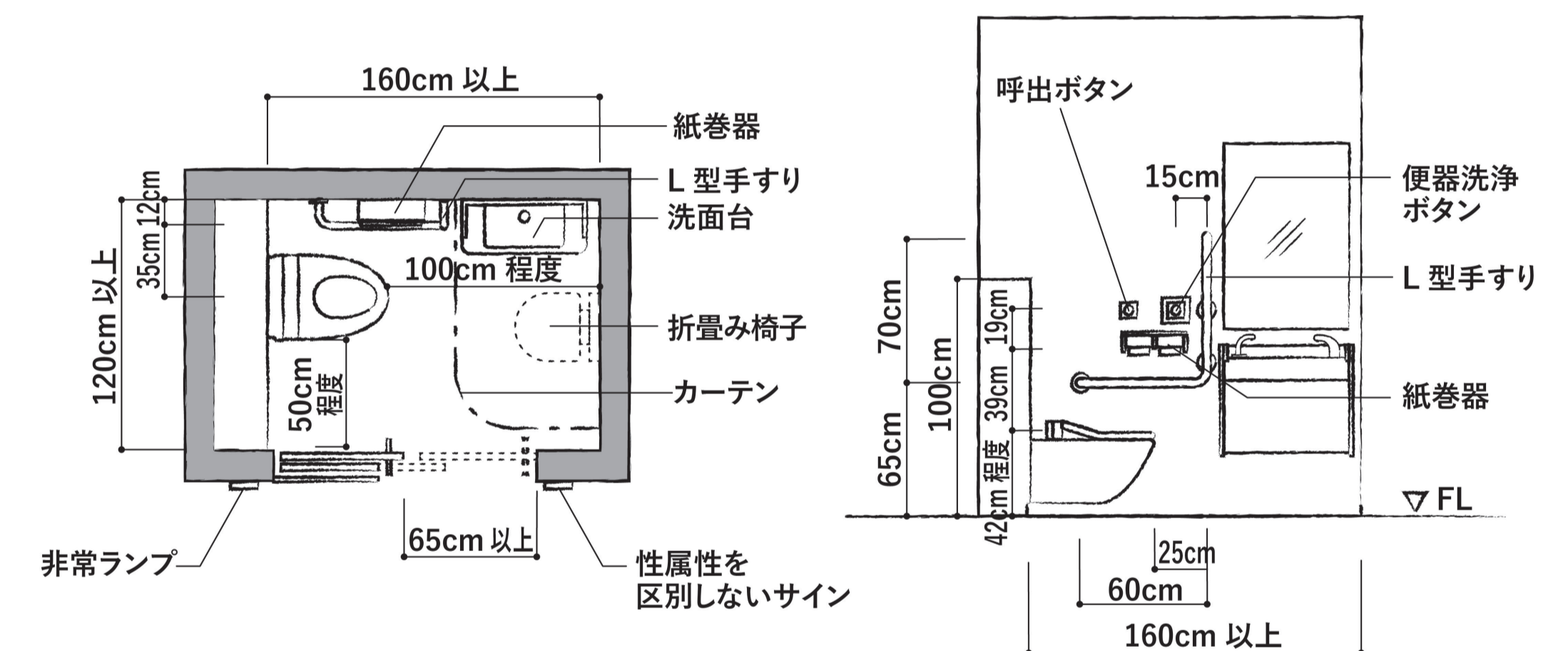
全エリア共通

バリアフリートイレに機能を集中させるのではなく一般トイレにも多様な機能を分散配置する。

08-1 一般トイレ

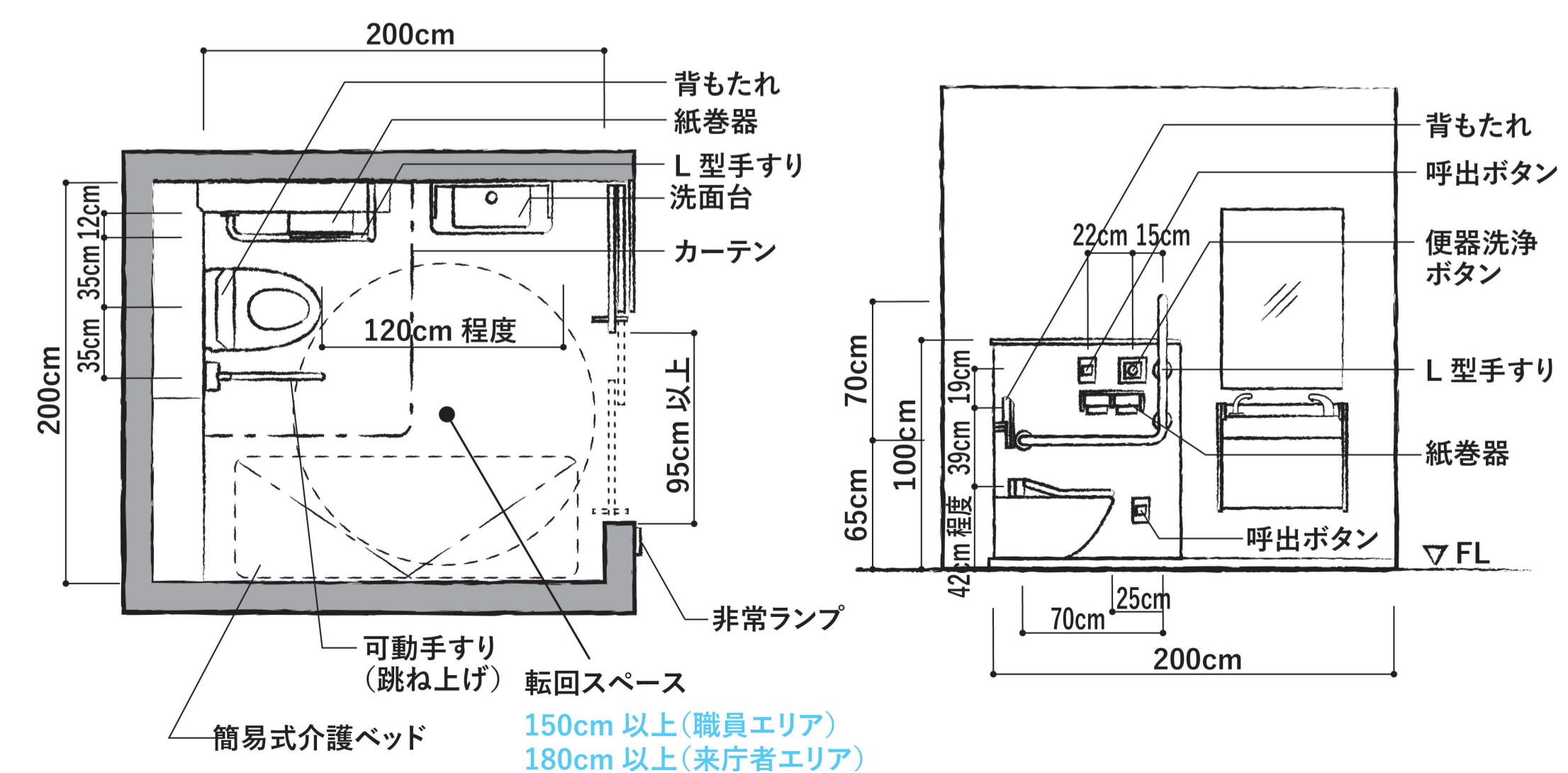


08-2 個室トイレ



※ベビーチェアの設置を検討する。

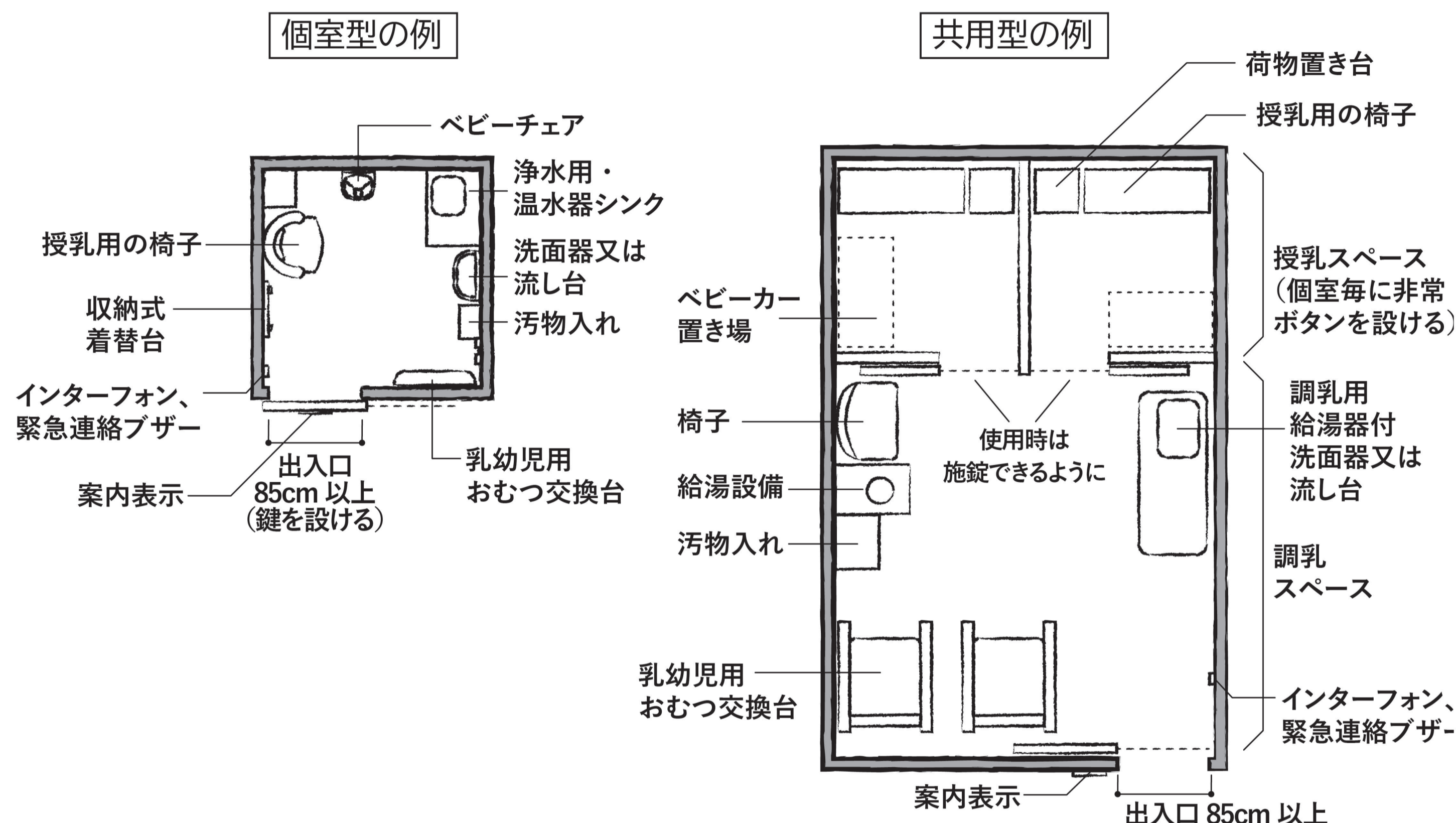
08-3 バリアフリー トイレ



09 ベビーケアルーム

ベビーケアルームは、授乳・離乳食・おむつ替えなどの用途で利用できる、乳幼児のケアのための個室ブースです。設置の際には、以下の点に配慮します。

- ・母乳および哺乳びんによる授乳に対応したスペースを設けます。
- ・授乳のためのスペースの構成・設備配置などは、哺乳びんによる授乳時にも性別に関わらず利用できるよう、配慮されたものとしします。



授乳スペースと調乳スペースを分けることで性別に関わらず使いやすくなる

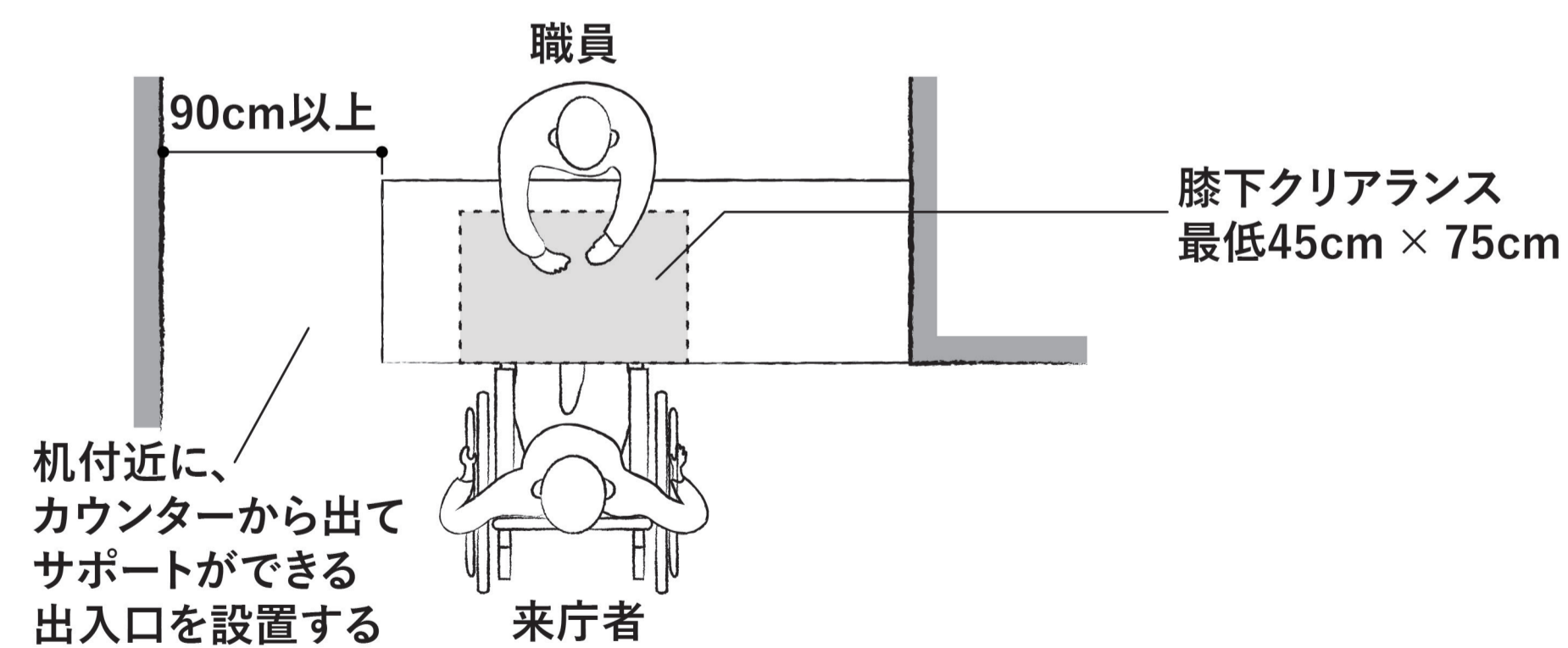
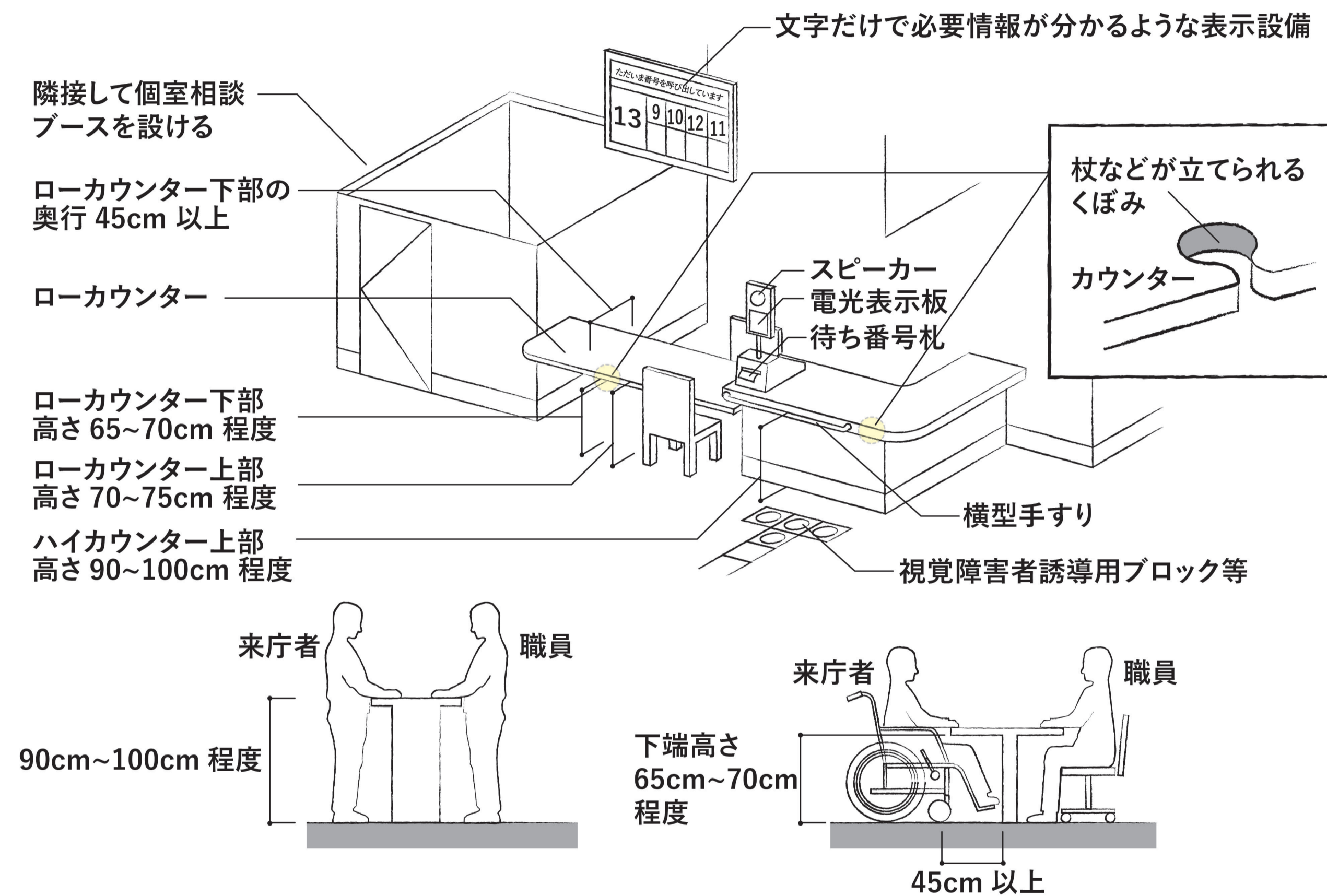
屋内エリア

<来庁者エリア>

- ・子ども連れが訪れるフロアには 1 以上設ける。
- ・授乳空間はプライバシーに十分配慮する。
- ・おむつ交換台を設ける。
- ・ベビーベッドや給湯設備などを配置する。
- ・防犯（施錠、緊急連絡ブザーなど）に十分に備える。

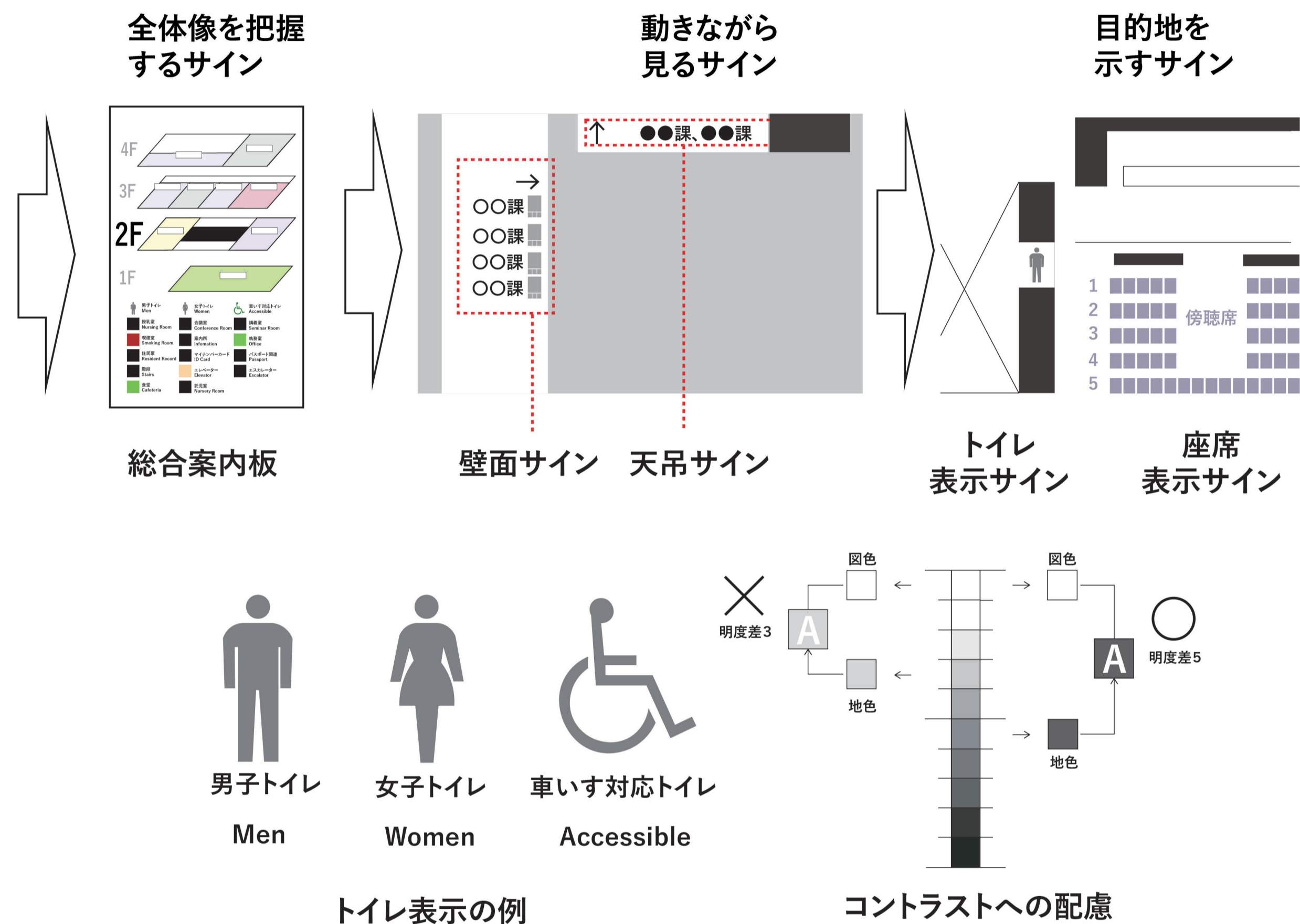
11 窓口カウンター

窓口カウンターは、多様な方が利用します。待ち時間から対応時まで、不便なく円滑にコミュニケーションを行うためのカウンターを整備します。



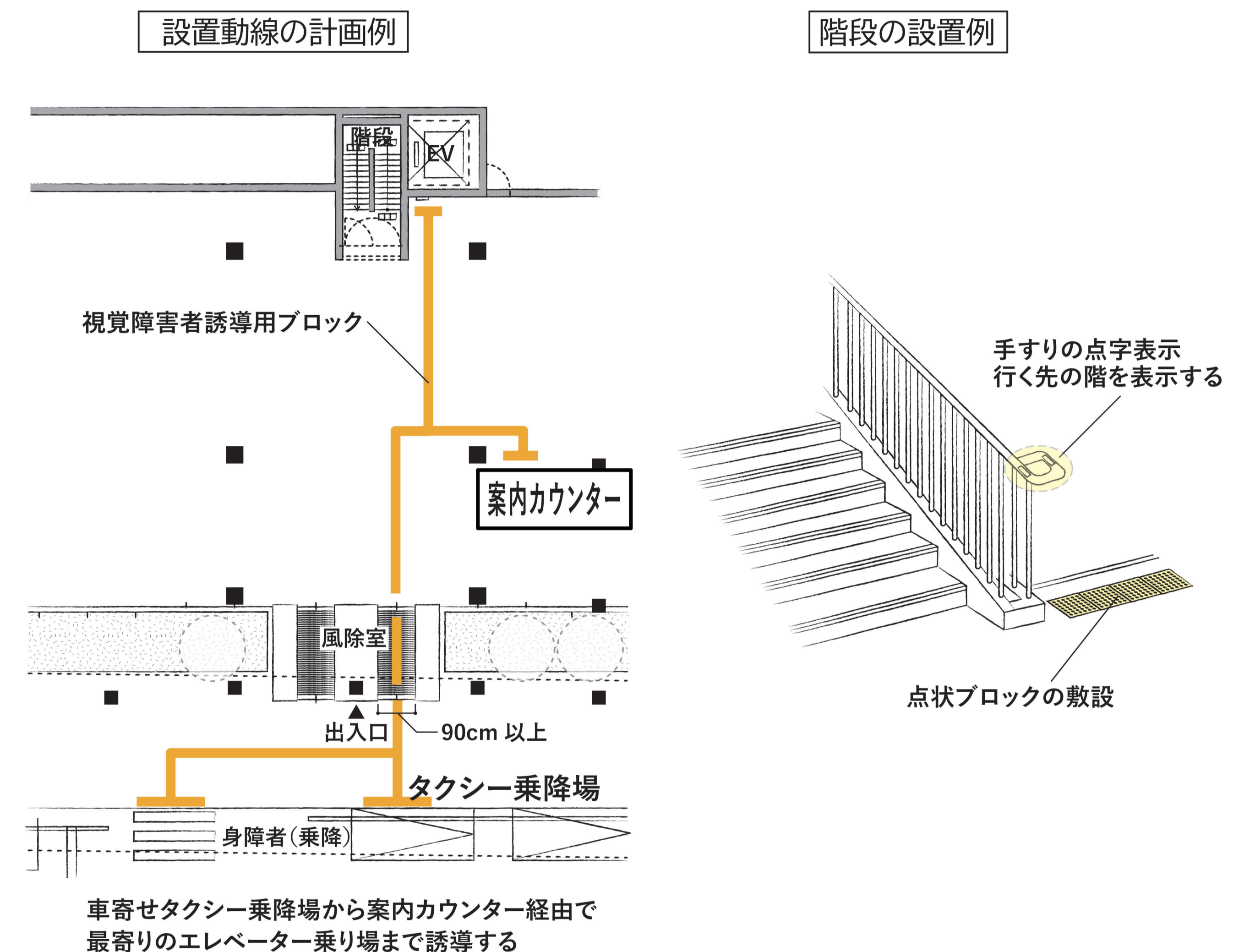
13 表示（点字・サイン計画）

点字・サイン計画などの各種表示は、全ての人が無事施設を利用するために配慮することが求められます。利用者の混乱を招かないためにも、施設内の表示はデザイン・表記法を統一します。



14 視覚障害者誘導用ブロック

主要な経路や階段の出入口などには、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。ブロックは出来るだけ分かりやすい色・形状・高さとすることで視覚障害のある方の安全性を確保すると同時に、車いす使用者に出来る限り支障のない敷設を検討します。



全エリア共通

- ・建物外から建物内各所に円滑に移動できるよう、連続性をもって設置。壁面サインを併用し、低い目線の連続性に配慮する。
- ・誘導ブロック、触知図と、接遇などの運営対応を組み合わせ、視覚障害のある方の誘導の連続性も確保する。
- ・ピクトグラムについては、国内で統一された規格であり広く用いられている「JIS基準」を採用するが、指針や基準に定めのない英訳やピクトグラムは、ISO など JIS 以外の基準や既存施設の検討事例を踏まえて計画する。
- ・トイレと更衣室などの性属性を示すピクトグラムには、文字を併記することとし、補足的に配色で識別できることを検討する。
- ・書体の選定に際しては、多様な方にとって見やすいフォントを選定する。
- ・色彩については、図と地色とのコントラストが十分明確になるようにし、内容が容易に識別できるものとする（明度差は少なくとも0～10段階のマンセル表色系で5以上）。

屋内エリア

- ・エレベーターその他の昇降機、トイレの配置、その他ユニバーサルサービス施設などを表示した案内板その他の設備を設ける。（ただし、敷地境界付近に案内所を設ける場合は除く）
- ・視覚障害者誘導用ブロックなどは原則黄色とし、周囲の床の仕上げとは輝度比 2.0 以上確保する。
- ・危険の可能性のある場所など、歩行方向の変更の必要性を予告する部分に、点状ブロックなどを使用する。

屋外エリア

- ・敷地境界から、建物の出入口付近に配置される主たる案内設備または案内所に至る経路（直進する風除室内は除く）には、線状ブロック・点状ブロックなどの敷設または音声誘導装置、その他の方法により視覚障害のある方を誘導する設備を設置する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックなどは原則黄色とし、周囲の床の仕上げとは輝度比 2.0 以上確保する。
- ・危険の可能性のある場所など、歩行方向の変更の必要性を予告する部分に、点状ブロックなどを設ける。